

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町識別用品整備要項

令和 8 年 3 月 2 5 日
総務企画専門委員会決定

1 目 的

この要項は、高鍋町で開催される第 8 1 回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「大会」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、高鍋町で開催する競技会の円滑な運営を図るため、運営に従事する者の識別用品について必要な事項を定める。

2 整備品目

識別用品として整備する品目は、簡素・効率化を考慮して、原則として次のとおりとする。

（１）大会

- ア AD カード
- イ 服飾品
- ウ その他大会の運営上必要が生じた識別用品

（２）リハーサル大会

- ア AD カード
- イ 服飾品
- ウ その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品

3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、原則として次のとおりとする。ただし、配布対象者によっては、簡素・効率化を考慮して、配布物を限定することができるものとする。

- （１）大会役員
- （２）競技役員
- （３）競技補助員
- （４）競技会係員
- （５）競技会補助員
- （６）選手・監督・大会関係者
- （７）医師・看護師
- （８）報道員、視察員
- （９）日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会（以下「実行委員会」という。）事務局
- （10）その他実行委員会が必要と認める者

4 識別用品の着用

配布対象者は、原則として実行委員会が準備する識別用品を着用しなければならない

い。

5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として実行委員会が指定するものとし、大会およびリハーサル大会に従事する役員、係員等の識別を図ることができるものとする。ただし、競技団体等が識別用品を整備する場合のデザインについては、この限りではない。

6 競技団体等による整備

競技役員および競技補助員に配布する識別用品については、競技団体が代替品目の整備を希望し、整備品目およびデザインについて、実行委員会が競技運営等により必要と認めた場合は、その整備に要する費用を負担することができる。なお、競技団体が整備する場合の負担金の単価は、実行委員会が同様の識別用品の整備に要する1人あたりの額を上限とする。

7 他市実行委員会との協議による整備

他市実行委員会と共催で実施する競技に係る識別用品については、実行委員会と協議のうえ、定める。

8 その他

この要項に定めるもののほか、識別用品の整備について必要な事項は別に定める。